

措置状況総括表

令和2年5月29日公表分

平成30年度監査テーマ:試験研究機関について

指摘・意見の数 指摘24(うち措置済み23, 措置中0, 措置予定1, 検討中0, 不措置0) 意見62(うち措置済み54, 措置中0, 措置予定5, 検討中3, 不措置0)

担当課別の措置状況 (※1つの指摘・意見が複数の課等にまたがる場合があるため, 上記「指摘・意見の数」とは一致しない。)

担当課等	措置状況	指 摘					意 見				
		措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置	措置済み	措置中	措置予定	検討中	不措置
I 試験研究		1	1				22	20	1	1	
	保健製薬環境センター						6	5		1	
	工業技術センター						8	8			
	農林水産総合技術支援センター	1	1				8	7	1		
II 契約事務		1	1				14	12	2		
	保健製薬環境センター						4	2	2		
	工業技術センター						3	3			
	農林水産総合技術支援センター経営研究課						6	6			
	農林水産総合技術支援センター畜産研究課	1	1								
	農林水産総合技術支援センター水産研究課						1	1			
III 物品管理		21	20		1		39	36	2	1	
	管財課	1			1		8	6	1	1	
	保健製薬環境センター	2	2				6	6			
	工業技術センター						6	6			
	農林水産総合技術支援センター経営研究課	6	6				5	5			
	農林水産総合技術支援センター畜産研究課	6	6				5	5			
	農林水産総合技術支援センター水産研究課	6	6				5	4	1		
	会計課						4	4			
IV 公有財産管理(普通財産(土地))		1	1				3	1	1	1	
	農林水産総合技術支援センター	1	1				3	1	1	1	
合計(※)		24	23	1			78	69	6	3	
構成比		100%	95.8%	4.2%			100%	88.5%	7.7%	3.8%	

(参考)

令和元年9月30日公表分

指摘・意見の数 指摘24(うち措置済み23, 検討中1, 未措置0) 意見62(うち措置済み47, 検討中15, 未措置0)

措置状況一覧表

平成30年度監査テーマ：試験研究機関について

I 試験研究

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
55-57	試験研究機関共通			
	人材確保・育成	特定の分野の研究については、任期付研究員によって対応することができ、また、対応するのが相当なものもあると思われる。その必要性・相当性を確認した上で、任期付研究員を採用し、多様な人材の確保に努めるべきである。(意見-6)	任期付研究員については、その必要性・相当性について引き続き検討し、多様な人材の確保に努める。 (保健製薬環境センター)	検討中
			<参考：令和元年9月30日公表分> 任期付研究員については、その必要性・相当性について検討し、多様な人材の確保に努める。 (保健製薬環境センター)	検討中
			人材の確保については、令和2年3月1日に工業技術センター試験研究評価実施要綱を改定し、外部有識者で構成される工業技術センター試験研究評価委員会に、研究実施体制について、採用方法や研究員の任期の有無等の助言を求めることとした。 特定の分野の研究について、引き続き多様な人材確保に努めたい。 (工業技術センター)	措置済み
			<参考：令和元年9月30日公表分> 特定の分野の研究については、必要に応じて任期付研究員による任用を検討するなど、多様な人材確保に努めたい。 (工業技術センター)	検討中
			令和2年度において、喫緊の試験研究課題に対応するため、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保については、組織体制の改組に向けた農林水産総合技術支援センターの検討事項として位置付けることとした。 (農林水産総合技術支援センター)	措置予定
<参考：令和元年9月30日公表分> これまで2名の任期付研究員を採用し、農林水産業の6次			検討中	

57-58	コスト	<p>研究員が現場作業と研究そのものにどのように時間を費やしているのか、その実態を踏まえて、適切な人員配置を行って、研究員が研究により注力できる環境を作っていたきたい。(意見-8)</p>	<p>産業化及びスマート化並びに農産物の輸出促進等、特定分野における喫緊の課題に対応してきた。 今後とも喫緊の試験研究課題に対応するため、必要性・相当性を確認した上で、関係部局と協議し、任期付研究員の採用をはじめとした多様な人材の確保に努める。 (農林水産総合技術支援センター)</p>	
			<p>令和2年度から、試験研究に関する知識又は経験を有する会計年度任用職員を採用し、研究員がより研究に注力できる環境が整った。 (保健製薬環境センター)</p> <p>＜参考：令和元年9月30日公表分＞ 試験研究に用いる器具等の準備、運搬、洗浄等の補助作業については、臨時補助員又は非常勤職員が行っている。 研究員は、試験研究以外にも行政検査や監視・測定等の業務も行っていることから、試験研究により注力できるよう適切な人員配置に努める。 (保健製薬環境センター)</p>	<p>措置済み</p> <p>検討中</p>

II 契約事務

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
64-67	保健製薬環境センター			
	万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、競争入札を行うか、相見積りを取った上で、1号随意契約を行うことを検討すべきである。(意見-11)	<p>保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、令和3年度契約時において競争入札等とすることについて、検討する。 (保健製薬環境センター)</p>	措置予定
			<p>＜参考：令和元年9月30日公表分＞ 保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、次回設備の更新時において競争入札等について再度検討したい。 (保健製薬環境センター)</p>	検討中
	保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託について、長期継続契約の導入を検討すべきである。(意見-12)	<p>保健製薬環境センター万代分室の機械警備及び消防設備点検業務の委託については、令和3年度契約時において長期継続契約を導入することについて、検討する。 (保健製薬環境センター)</p>	措置予定	

Ⅲ 物品管理

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
103-115	全庁（はじめに）	<p>平成18年度改正により、10万円未満の備品類について物品出納簿への記載が省略されたが、ではどのように管理すればいいのかについて曖昧になっているように思われる。</p> <p>Q&Aで示されているように、「手書きの台帳を使用する」のであれば物品出納簿への記載を省略したという意図が明白ではなく、また「購入履歴、保管転換等の帳票類を活用し」とあるが、具体的な活用方法が会計規則・会計事務取扱規程・会計事務の手引き等どこにも示されていない。これでは物品管理権者がその管理方法について困惑することは必至であり、結果的にその管理方法が物品管理権者ごとに相違することになるであろう。統一した、より具体的な管理方法を示すべきである。（意見-25）</p> <p>会計規則によれば、原則として「物品出納簿に記載した備品類及び消耗品類に物品標示票をちよう付し、その品名及び所属等を標示しなければならない。」とし、また会計事務の手引きによれば「物品標示票の日付欄には、物品を取得した日又は保管転換により受け入れた日を記入し、備考欄には、製造者名、型番等を記載し」となっている。</p> <p>しかし、このままでは物品出納簿による管理は不十分と言わざるを得ない。つまり、物品出納簿に管理番号を記入し、その管理番号を当該物品の標示票に記載することにより、物品出納簿と現物との突合が可能となるのであり、製造者名、型番等だけでは現物の確認はほぼ不可能である。</p> <p>今後は、物品出納簿に管理番号を記載するとともに、物品標示票にも管理番号を記載するように会計規則を変更すべきである。（指摘-3）</p> <p>物品の異動状況について、貸付け・売却（棄却）・保管転換については物品受入（払出）通知書、売却（棄却）申請書等、保管転換物品送付書等の書類により把握する</p>	<p>平成30年度までに取得し、物品出納簿への記載を省略した10万円未満の備品類の管理方法については、亡失の確認が困難なものについて、品名、数量等を把握するために必要な措置を講じることとしていたが、令和2年5月に会計事務の手引きを改訂し、措置の一例として「携帯（持ち運び）が容易な備品類（カメラ、ビデオカメラ、プロジェクターなど）は、品名、数量、品質規格、購入年月日を一覧にし、整理する」と具体的に示した。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p> <p>-----</p> <p><参考：令和元年9月30日公表分> 10万円未満の備品類の管理方法については、会計事務の手引き等において具体的な管理方法を示すよう検討する。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p> <p>-----</p> <p>新たに物品出納簿及び物品表示票に管理番号を付与するため、物品管理システム改修による機能の追加と会計規則の改正を行い、令和2年度中に運用開始予定である。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p> <p>-----</p> <p><参考：令和元年9月30日公表分> 現在の物品管理システムには、管理番号付与の機能がないため、物品出納簿と物品の現物との突合に有効な管理番号付与の方法を検討の上、物品出納簿及び物品表示票に管理番号を記載するよう会計規則改正を検討する。</p> <p style="text-align: right;">（管財課）</p> <p>-----</p> <p>1 令和2年2月19日に実施した会計事務再チェック全庁研修会において、管財課から次の内容について周知・徹底を行った。</p>	<p>措置済み</p> <p>-----</p> <p>検討中</p> <p>-----</p> <p>措置予定</p> <p>-----</p> <p>検討中</p> <p>-----</p> <p>措置済み</p>

ことができ、またその結果が物品異動状況報告書となって会計管理者に報告されるため問題はない。

問題となるのは、物品が亡失した場合である。亡失した物品を見つけ出すためには、物品出納簿と現物を確認する以外に方法はない。もちろん、偶然に亡失していることに気づく場合もあるが、システムの検出するためには、定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が必要である。

会計規則では、「出納員又は物品出納員は、その保管する備品類及び動物については、物品出納簿と照合の上」となっているため、定期的な突合作業が必要となるのではないだろうか。毎年、物品出納簿に記載された物品について全て突合作業をすることには、その事務の煩雑さを考えると適当ではないが、ある一定の期間（例えば3年～5年周期）に全ての当該物品について突合作業をすべきである。（意見－27）

- (1) 毎年必ず物品出納簿と現物との照合を行うこと。
- (2) 売却（棄却）・保管転換等について、物品出納簿の記載を行うこと。
- (3) 亡失等したときは必ず報告を行うこと。

2 各所属長宛での、通知文書（令和2年3月11日付け会第412号 重要物品異動状況報告等について（通知））により、次の内容について周知・徹底を行った。

- (1) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、決算年度中増減高及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。
- (2) 物品出納簿に記載したもの（重要物品を除く。）について現品を確認の上、異動状況を会計管理者に報告すること。

3 令和2年3月改訂の「徳島県会計事務の手引き」に次の内容について記載し、周知・徹底を行った。

- (1) 払出しや受入れにより物品の異動があった場合は、物品出納簿の整理を忘れずに行うこと。また、毎年、現品と物品出納簿を照合すること。
- (2) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、毎年異動状況及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。
- (3) 備品類及び動物については（重要物品を除く。）、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、異動状況を毎年会計管理者に報告すること。

（管財課、会計課）

<参考：令和元年9月30日公表分>

物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう各所属に対し通知するとともに、売却（棄却）・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。

（管財課、会計課）

検討中

上記のとおり、会計事務の手引きでは、売却（棄却）する場合の判断基準は明らかにされていないが、その対象となる物品の検出方法が定まっていない。

この場合にも、有効な手続として定期的な棚卸し、つまり現物と物品出納簿の突合が考えられる。現物を確認

1 令和2年2月19日に実施した会計事務再チェック全庁研修会において、管財課から次の内容について周知・徹底を行った。

- (1) 毎年必ず物品出納簿と現物との照合を行うこと。
- (2) 売却（棄却）・保管転換等について、物品出納簿の記載

措置済み

		<p>することにより、その使用頻度が判明し、売却（棄却）の判断材料になるであろう。その意味でも、定期的な棚卸しは物品管理には重要な手続だと言える。検討していただきたい。（意見－２８）</p>	<p>を行うこと。 (3) 亡失等したときは必ず報告を行うこと。</p> <p>2 各所属長宛での、通知文書（令和２年３月１１日付け会第４１２号 重要物品異動状況報告等について（通知））により、次の内容について周知・徹底を行った。 (1) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、決算年度中増減高及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。 (2) 物品出納簿に記載したもの（重要物品を除く。）について現品を確認の上、異動状況を会計管理者に報告すること。</p> <p>3 令和２年３月改訂の「徳島県会計事務の手引き」に次の内容について記載し、周知・徹底を行った。 (1) 払出しや受入れにより物品の異動があった場合は、物品出納簿の整理を忘れずに行うこと。また、毎年、現品と物品出納簿を照合すること。 (2) 物品のうち重要物品について、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、毎年異動状況及び決算年度末現在高を会計管理者に報告すること。 (3) 備品類及び動物については（重要物品を除く。）、現品を確認し、物品出納簿と照合の上、異動状況を毎年会計管理者に報告すること。</p> <p style="text-align: right;">（管財課、会計課）</p>	
			<p><参考：令和元年9月30日公表分> 物品出納簿に記載された備品類については、毎年度末において物品出納員により物品出納簿と現物とを照合した上で、その異動状況を会計管理者に報告しているが、意見の趣旨を踏まえ、物品異動状況報告書を提出する際には、物品出納簿と現物との突合を行うよう、各所属に対し通知するとともに、売却（棄却）・保管転換等についての物品出納簿の記載及び亡失等の報告についても会計事務担当職員の研修等で周知・徹底を行う。</p> <p style="text-align: right;">（管財課、会計課）</p>	<p style="text-align: center;">検討中</p>
<p>144-148</p>	<p>農林水産総合技術支援センター水産研究課</p>	<p>物品（重要物品）</p> <p>物品（重要物品を含む。）のうち、使用不可能となったもの、使用していないもので今後使用する見込みのないものについて、グループウェアに登載することにより、その情報を全庁的に共有するとともに、全庁内でも不用となった物品については、県のホームページに登載し、</p>	<p>今後、不用となった物品が生じた際には、グループウェアに登載する等の全庁的に共有を図るとともに、全庁内でも不用となった物品のうち売却可能なものについては、適切に売却する予定である。</p> <p style="text-align: right;">（農林水産総合技術支援センター水産研究課）</p>	<p style="text-align: center;">措置予定</p>

		<p>広く県民にもその情報を伝達し、一般競争入札することにより、棄却、売却、保管転換等のより適切な処理方法を検討すべきである。(意見-53)</p>	<p>----- <参考：令和元年9月30日公表分> 不用となった消耗品やイス、OA機器などは、グループウェアに登載することにより、庁内共有している。 研究機器や農業機械等の物品についても、他の研究機関や指導機関への照会を行うとともに、グループウェアに登載し、庁内共有を図ることとした。 なお、全庁内でも不用となった物品については、関係部局と協議の上、処理する。 (農林水産総合技術支援センター水産研究課)</p>	<p>検討中</p>
151-152	全庁(終わりに)			
	物品出納簿	<p>物品出納簿の「現在高」には、品名ごとに記載するのではなく物品ごとに記載すべきであり、また異動した場合には当初取得した物品の行に「払高」として記載し、当該物品の「現在高」を「受高」から差し引く形で記載しなければならない。その場合、異動年月日の記載が必要であるとともに、備考欄にはその異動状況を記載しなければならないことは言うまでもない。 この物品出納簿の記載方法の変更は全庁的に実施しなければならないはず、予算面も考慮しなければならない問題ではあるが、是非とも検討していただきたい。(意見-57)</p>	<p>物品出納簿の記載方法の変更については、物品出納簿への管理番号の付与と合わせ、物品管理システムの改修と会計規則の改正を行い、令和2年度中に運用開始予定である。 また、既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。 (管財課)</p> <p>----- <参考：令和元年9月30日公表分> ご意見のとおり物品出納簿の記載方法を変更するには、物品管理システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。 (管財課)</p>	<p>措置予定</p> <p>検討中</p>
152-154	物品の購入・管理作業の煩雑性	<p>物品の調達、管理及び処分の事務を省力化、効率化し、より正確な事務が執行できるようにするため、情報を一元管理できるようにすべきである。物品の調達から処分まで全ての所属が使用できる物品管理システムを開発する必要があるのではないかと。 更にいえば、公有財産等管理システム、財務会計システムとも連携して相互にデータを利用できる物品管理システムを目指すべきである。(意見-59)</p>	<p>既存の物品管理システムの有効活用と物品管理事務の効率化に向け、すべての所属が使用できテレワークにも対応できる物品管理システムを目指し、既存システムのウェブ化の検討に着手した。 なお、他のシステムとの連携については、そのあり方、実現可能性、費用対効果も含め併せて検討し、方針を決定する予定である。 (管財課)</p> <p>----- <参考：令和元年9月30日公表分> 物品の取得から処分まで一元管理ができる物品管理システムとするには、システムの抜本的な改修が必要であり、今後の検討課題としたい。また、他のシステムとの連携にどのような方法があるのか、併せて検討したい。 (管財課)</p>	<p>検討中</p> <p>検討中</p>

IV 公有財産管理（普通財産（土地））

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
161-166	農林水産総合技術支援センター	<p>旧筍試験地，旧三好分場及び旧今山ほ場については今後の方針を早急に検討すべきではないだろうか。</p> <p>管理のための作業にも，多数の人員，多額のコストが生じ，更に地域の活性化を阻害する要因ともなっている。有効な活用が図られるよう早急に処分方法を検討すべきである。</p> <p>確かにこれらの土地は，その所在地等の面から，今まではその用途が限られ処理方法にも苦慮していたのも事実である。しかし，IT革命によるビジネススタイルの変化により，土地の利用方法が多様化し，サテライトオフィスの誘致等もその検討材料となっている。</p> <p>今後は，このような環境変化も考慮し，地域の産業振興を含めた土地の有効活用を検討するとともに，単に土地を売却するのではなく，建物の取壊し費用，土地造成費用等を県が負担する等の方法により，より多くの利用者の確保に努めていただきたい。（意見－60）</p>	<p>それぞれの旧分場等の状況を再度確認し，売却できるもの，売却に向いているものを再検討した。</p> <p>旧筍試験地は，令和元年9月に福井道路の境界立会が行われた。今後，土地売買契約の締結に向け，手続が進められる見込みである。福井道路の建設により利便性が向上することから，残地についても有効活用に努める。</p> <p>旧三好分場については，引き続き関係市町への働きかけや関係部局と連携した情報共有・収集を進めるとともに，利活用を促進するため，本館敷地部分とほ場部分を分筆し，売却する方向で検討を進めることとした。</p> <p>旧今山ほ場については，引き続き県ホームページで貸付先を募集することにより利活用を図っていく。 （農林水産総合技術支援センター）</p>	措置済み
			<p><参考：令和元年9月30日公表分></p> <p>それぞれの旧分場等の状況を再度確認し，売却できるもの，売却に向いているものを再検討する。</p> <p>売却や貸付物件は，引き続き県ホームページで周知を図るとともに，関係市町への働きかけや関係部局と連携した情報共有・収集を一層進め，有効活用につながるよう努める。 （農林水産総合技術支援センター）</p>	検討中
	旧鴨島分場及び旧鴨島分場（南ほ場）（未利用地）	<p>幹事会，推進会議から旧鴨島分場は4年経過，旧鴨島分場（南ほ場）にいたっては10年経過しており，未だに売却先が決まっていないということは，売却条件等について再検討する時期に来ているのではないだろうか。ここでもう一度，なぜ売却ができないのか（価格の問題なのか，立地条件の問題なのか）を再検討するとともに，売却以外の処理方法についても，リフレッシュ会議で意見・提言を聴取する等により，外部の専門家の意見を参考にすることも重要である。（意見－61）</p>	<p>令和2年1月22日に「公民連携による公的不動産の有効活用」をテーマに開催された「徳島県PPP／PFIプラットフォームセミナー」において，県内の金融機関や建設・建築業者から利用用途や売却価格についてのご意見を頂いた。セミナーで頂いた意見も参考に，関係部局とも連携の上，有効活用につながるよう努める。 （農林水産総合技術支援センター）</p>	検討中
			<p><参考：令和元年9月30日公表分></p> <p>旧鴨島分場や旧鴨島分場南ほ場については，以前より早期売却を図るため，不動産鑑定を行い売却価格を設定しているが，問合せはあるものの売却には至っていない。</p> <p>売却条件等を再確認するとともに，外部専門家の意見聴取等について関係部局と協議の上，有効活用につながるよう努</p>	検討中

			める。 (農林水産総合技術支援センター)	
	旧農業大学校(貸付地：V社及びW社との契約)	<p>違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。</p> <p>現在の契約書では当該年度の貸付料の1割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。(意見-62)</p>	<p>意見の趣旨を踏まえ、令和8年4月の契約更新の際には、違約金の規定内容について相手方と協議検討を行うこととした。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p> <hr/> <p><参考：令和元年9月30日公表分> 管財課が作成している標準様式である「徳島県県有財産有償貸付契約書」に基づき違約金を設定しているが、指摘の趣旨を踏まえ、当事案の違約金について再確認し、関係部局と協議する。</p> <p>(農林水産総合技術支援センター)</p>	<p>措置予定</p> <hr/> <p>検討中</p>